2010年12月17日日本共産党東京都議会議員団

# 2011年度政府予算編成に対する要望書

日本共産党東京都議会議員団は2011年度政府予算編成に対し、以下の重要事項について特段の措置が講じられるよう、つよく要請いたします。

#### 【直面している年末年始の緊急対策】

1. ハローワークで実施している雇用・住まい・生活の一体的な相談支援の体制および内容を、抜本的に拡充すること。仕事と住まいのない失業者・生活困窮者を支援する「公設派遣村」を年末年始に実施すること。

#### 【雇用・住まい・生活の総合的支援】

- 2. 派遣・期間工切りや解雇・雇い止めをやめ、直接雇用、正規雇用を大幅にふやすよう、 大企業・経済団体に要請するとともに、政府として実効ある対策を実施すること。失業給 付期間の延長、給付水準の引き上げなど、雇用保険を抜本的に拡充すること。労働者派遣 について、製造業派遣と登録型派遣を禁止すること。
- 3. 最低賃金を時給1000円以上に直ちに改善すること。中小企業の最低賃金引き上げに対する財政支援を抜本的に拡充すること。
- 4. 「第2のセーフティネット」は、貸付中心の制度から給付を基本とした制度に緊急に 改善し、より利用しやすいよう対象要件を緩和するとともに、給付額を増額すること。自 治体が実施する住まいをなくした不安定就労者対策への財政支援を拡充すること。雇用・ 住まい・生活の一体的支援のため、常設のワンストップ相談窓口を開設すること。
- 5. 住所の有無、年齢などを理由にした保護申請の門前払いをなくし、生活保護の適用を 促進すること。住所不定者等に係る生活保護費は全額国の負担とするなど、生活保護受給 者の増大にともなう区市町村の負担を軽減するとともに、福祉事務所の体制を強化するこ と。無料低額宿泊所の適正化をはかるため、設置基準等を整備すること。
- 6. 仕事と住まいのない失業者・生活困窮者などに、公共住宅、公的住宅などを提供する こと。緊急シェルター・一時保護施設を大幅にふやすとともに、民間アパートなどを借り 上げて提供する自治体への財政支援を行うこと。

- 7. 緊急雇用対策事業を拡充し、正規雇用につながる仕組みにすること。雇用期間の基本 を少なくとも一年に延長すること。地方公共団体が直接雇用できるようにすること。中小 企業支援や福祉の充実と雇用の拡大を一体で進めること。
- 8. 公共職業訓練を抜本的に拡充し、自治体への移管は中止すること。地方公共団体への 委託訓練については、施設内訓練として実施できるようにすること。
- 9. 企業や経済団体に新卒者の採用枠拡大を要請するとともに、学業と両立できる就活ルールの確立をはかること。学校・学生が行う就職活動・就職面接会、中小企業団体が開催する就職相談会などへの支援、インターンシップ事業を拡充すること。就職できなかった新卒者に対して、仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練が実施できるようにすること。
- 10. 公共事業の契約において中小企業、現場労働者の労働条件、賃金などの基準を定め、委託事業や公共工事の水準の質を確保できるよう、「公契約法」を制定すること。

### 【くらし応援、地方自治拡充の行財政運営の推進】

- 11. 消費税増税、および配偶者控除や扶養控除の廃止などによる庶民増税はしないこと。 消費税については食料品をはじめ、生活必需品への非課税を緊急に実施すること。
- 12. 高校・大学・専修学校等の学費や、賃貸住宅の家賃などは、所得から控除し、所得税・住民税の学費減税、家賃減税を実施すること。また、低所得者に対する給付付き税額控除を実施すること。
- 13. 地方財政の大幅な減収となる法人実効税率の引き下げはやめ、大企業や高額所得者に応分の負担を求めること。法人事業税の一部国税化は、撤廃すること。
- 14. 国と地方の税源配分を抜本的に見直し、さらに大幅な税財源移譲を行うこと。税源 移譲の財源は消費税ではなく金融資産、株式課税の総合課税化や所得税の高額課税強化で 創出した財源の地方税への移転により行うこと。
- 15. 地方交付税の算定にあたっては、膨大な昼間流入人口に伴う大都市特有の財政需要や国会、政府機関等首都としての財政負担を的確に反映させること。
- 16. 国直轄事業負担金は、維持管理費負担金にとどまらず、全廃すること。
- 17. 保育や教育など国の最低限の基準を緩和・廃止し国庫負担を削減する地域主権一括

法案は撤回し、福祉・教育などの充実に必要な補助金の一括交付金化はしないこと。

## 【福祉・介護・医療の充実】

- 18. 国民健康保険の広域化はやめ、保険料を軽減し、加入者が負担可能な保険料となるよう、国庫負担をふやすこと。国民健康保険における地方独自の医療費助成制度に対する国庫支出金調整制度を廃止すること。建設国保をはじめ、国民健康保険組合に対する財政措置を拡充・増額すること。
- 19. 後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、75歳以上の医療費窓口負担は無料にすること。70歳から75歳未満の医療費本人負担の2割への引き上げはやめ、医療費の負担軽減を進めること。
- 20. 介護保険については、軽度の要介護者の給付はずし、利用料の引き上げなど、給付切り下げ・負担増の改悪はやめること。国庫負担の割合を引き上げて、給付の拡充・負担軽減を進めるとともに、生計困難者の利用者負担軽減制度を抜本的に拡充すること。
- 21. 療養病床の廃止・削減計画を撤回し、療養病床の経営が成り立つよう診療報酬を改善すること。
- 22. 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、小規模多機能施設などの施設整備に対する財政措置を増額・拡充するとともに、国有地の活用を促進すること。 運営の充実をはかるため財政措置を大幅に拡充すること。介護施設等への防火設備の設置促進をはかること。
- 23. 大都市部で不足が深刻なショートステイの緊急整備を実施すること。宿泊付きデイサービスについては、全国的な実態調査を緊急に行うこと。実態調査もしないまま、介護保険適用などの制度化を拙速に進めることはやめ、慎重に検討すること。
- 24. 高齢者向け優良賃貸住宅、生活支援ハウスなど、低家賃で医療・介護ケア付高齢者の住まいの整備を促進すること。孤独死の実態調査を実施するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する見守り支援の体制整備を進めること。
- 25. 年金支給要件の加入年数を大幅に短縮するとともに、最低保障年金の創設、給付額の増額をはじめ、年金制度を抜本的に拡充・改善すること。無年金障害者、高齢者への救済措置を実施すること。

- 26. 所得税、住民税の公的年金控除を120万円から140万円に戻すとともに、所得 500万円以下の高齢者の老年者控除を復活すること。
- 27. 熱中症対策を拡充し、生活保護費の夏季加算を支給するとともに、老齢加算を再開すること。生活保護受給者、低所得者に対し、クーラー購入・設置費用を支援すること。 自治体が取り組む熱中症対策への財政支援を行うこと。
- 28. 鉄道駅へのエレベータ、エスカレータ、可動柵の整備促進にむけ財政支援を拡充すること。自治体が実施している高齢者の敬老無料乗車証(シルバーパス)や、コミュニティバスの運行に対する財政支援を創設すること。
- 29. 障害者自立支援法をすみやかに廃止し、幅広い障害者の参加の下に新しい総合的な 障害者福祉法を制定すること。応益負担は廃止し、施設・事業所に対する報酬は「月額払 い」に戻すとともに大幅に引き上げること。障害程度区分認定の改善、地域生活支援事業 への財政措置の強化などを進めること。
- 30. 障害基礎年金の支給額の増額をはじめとした障害者の所得保障、および雇用・就労 支援対策を拡充・強化すること。
- 31. 福祉・介護人材の確保・定着にむけ、賃金の引き上げをはじめとした労働条件の改善をすすめるため、施設・事業所への財政措置を拡充・強化すること。また、福祉・介護事業の職員配置基準を改善し、正規職員の増員をはかること。
- 32. 公的保育制度を解体し、直接契約・応益負担、営利企業参入、保育所と幼稚園の一体化などを進める「子ども・子育て新システム」の検討・具体化は中止し、保育予算をふやして、認可保育所の増設・拡充を推進すること。整備促進にむけ国有地の活用を促進するとともに、公立保育園の施設整備費および運営費に対する補助制度を復活すること。
- 33. 学童クラブを大幅に増設するとともに、運営費に対する財政措置を拡充し、対象学年の拡大、時間延長、放課後児童指導員の増配置と質の向上などを進めること。放課後全児童対策事業との統合は認めないこと。
- 34. 乳幼児および義務教育修了までの子どもの医療費は、国の責任で無料にすること。 子ども手当は、扶養控除等の廃止による庶民増税なしに全額国の財政負担で実施すること。
- 35. 妊婦健康診査の公費負担に対する財政措置を継続・拡充するとともに、出産育児一時金を増額し、妊娠・出産にかかる費用の無料化を進めること。不妊治療への助成を拡充

するとともに、医療保険の適用対象とすること。

- 3 6. 児童虐待対策の充実にむけ、児童相談所の児童福祉司、児童心理司など専門職員の 増配置、一時保護所の充実に対する財政措置を拡充すること。児童養護施設の増設を進め、 治療的ケアなどの機能強化をはかること。
- 37. 周産期母子医療センター等で働く医師等の確保をふくめ、安定的な運営をはかれるよう、国庫補助を増額・拡充すること。また、NICU(新生児集中治療室)長期入院児に対する在宅以降にむけた施策に対する財政支援を行うこと。
- 38. 児童扶養手当の切り下げをやめ、ひとり親家庭に対する就労、住宅、子育て等に対する総合的な支援策を拡充・強化すること。父子家庭に対する支援策を拡充すること。
- 39. 父親への育児休業割当て(パパ・クォータ)の導入をはじめ、家庭と仕事の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの促進にむけた施策を拡充すること。育児休業給付の支給額の充実をはかること。
- 40. 医学部の入学定員をさらにふやすとともに、診療報酬の引き上げ等により医師の労働条件を改善し、小児科、産科、救急医療をはじめとした深刻な医師不足を早急に打開すること。看護師の増員と労働条件の改善をはかること。
- 41. 「公立病院改革ガイドライン」による公立病院の再編、民間的経営手法の導入、経営効率化などのおしつけはやめ、不採算医療、行政的医療を担う公立病院への財政支援を行うこと。社会保険病院、厚生年金病院を存続するとともに、国立病院、国立大学病院を拡充すること。病院の耐震化への補助を拡充すること。
- 42. ヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンなどを定期予防接種に加えること。 新型インフルエンザ対策を強化し、安全な国産ワクチンの製造・供給体制を抜本的に強化 するとともに、ワクチン接種費用を無料化すること。感染症病床をふやすとともに、感染 症専門医の育成を進めること。
- 43. ウイルス肝炎患者が経済的負担を心配することなく治療ができるよう医療費助成を 拡充すること。肝硬変、肝がん患者への医療費助成を実施すること。また、ウイルス検診 への財政措置を拡充するとともに、ウイルス肝炎の効果的な治療法の研究・開発を進める こと。B型肝炎訴訟において、すみやかに被害者に謝罪し、被害者全員を救済すること。
- 44. 難病対策予算を拡充・増額し、公費負担医療制度をはじめ各事業の対象疾患を拡大

すること。また、都道府県難病相談・支援センターおよび患者・家族団体への支援を強化 し、全国難病相談支援センターを開設すること。

- 45. 地域がん診療拠点病院に対する財政措置を拡充するとともに、専門医や医療従事者の養成・確保策、在宅緩和ケアや患者・家族への相談支援体制を拡充すること。地域がん 登録への財政支援を行うこと。
- 46. 認知症疾患医療センター運営事業に対する補助金を拡充するとともに、一般病床での身体合併症の受け入れ促進のための対策を講じること。地域包括支援センターが、地域の実情に応じた医療と介護の連携を推進できるよう、認知症対策連携事業の対象を拡大すること。
- 47. 精神疾患を、がん、循環器疾患とならぶ三大疾患のひとつと位置づけ、精神保健・ 医療・福祉施策を抜本的に拡充すること。医師、精神保健福祉士など多職種による早期支援、危機対応などの「訪問支援(アウトリーチ)チーム」を、身近な地域に設置すること。
- 48. 大気汚染による健康被害者に対する医療・障害保障などの総合的な救済策を実施するとともに、法制化すること。
- 49. 原爆症認定訴訟を全面解決し、認定基準を抜本的に改善すること。被爆者の介護手当の額を増額し、家族介護手当の支給対象を拡大すること。被爆者の健康診断、がん検診制度を拡充し、被爆2世の健康診断、がん検診、医療費助成を実施すること。

### 【中小企業、農林水産業への支援の充実】

- 50. 大企業が、円高の影響を一方的に中小企業におしつけないよう、「下請けGメン」を増配置して厳重に取り締まるとともに、公正な取引価格を実現するよう要請すること。 公正な取引を進めるにあたって中小企業が、大企業や大手の業界団体を相手に、中小企業 団体として「団体交渉」ができるよう法整備を行うこと。
- 51. 大企業の拠出により中小製造業者の休業補償を実施するとともに、貸し工場家賃、 リース代など、固定費負担の軽減のための直接支援を行うこと。
- 52. 雇用の確保・拡大に努めた中小企業への助成を実施すること。製品開発や生産性、売り上げの向上などを計画している中小企業者に対して、中小企業診断士などが認定し、資金の助成、専門家の派遣、低利融資など支援すること。所得税第56条を廃止し、「自家労賃」を認めること。

- 53. 超大型ショッピングセンター、駅ナカ店など出店にあたって地元商店街を守る仕組みをつくること。「買い物困難者」支援事業を創設し、商店街、区市町村、NPOなどによる取り組みへの支援を行うこと。
- 54. 地球温暖化対策に取り組む商店街を支援すること。商店街街路灯のLEDなどのエコ・省エネ化対策に助成すること。
- 5 5. 建設業者の仕事がふえ、雇用拡大につながり、経済波及効果も高い、住宅リフォーム 助成制度を創設するとともに、自治体が実施する住宅リフォーム助成への財政支援を行う こと。
- 5 6. TPP参加は中止し、食糧自給率向上のため、農林水産業の再生に全力をあげること。農産物の価格保障品目を拡充すること。生産緑地について追加指定の推進、地方公共団体が買い取る場合への支援、農業用施設用地や屋敷林への宅地並み課税などの改善をすること。
- 57. 林業が産業として成り立つよう林業振興と森林保全対策を抜本的に強めること。森 林再生を位置づけ、私有林の間伐費補助、森林、樹林地に対する相続税などの軽減および 猶予措置を拡充すること。

### 【ゆきとどいた教育の実現】

- 58. すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するため、30人学級、少人数学級を推進すること。当面、来年度から少なくとも小学校1・2年生を35人学級にすること。 新・教職員定数改善計画を確実に実施し、教職員定数を充実すること。
- 59. 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担を2分の1にすること。校舎等の耐震 化や老朽化、バリアフリー化等に対応する改築・改修の単価を増額するなど補助を拡充す ること。
- 60. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を撤回し、 教職員削減はやめること。教員免許の更新制度は廃止すること。
- 61. 義務教育無償の立場から、就学援助の所得基準、および支給額を引き上げるととも に、給食費やドリル代、修学旅行費の積み立てなど学校教育にともなう保護者負担を軽減 すること。
- 62. 高等学校等就学支援金制度を拡充し、私立高校もふくめすべての高校生等の授業料

を実質無償化すること。入学金や施設費等についても、所得に応じた負担軽減を講じること。高校生の給付制奨学金制度を、教科書代、通学費、学用品費、修学旅行費などもまかなえる制度として創設すること。

- 63. 高等学校就学支援金制度の導入にともなう、学校および都道府県の事務経費等を全額措置すること。公立高校の授業料不徴収は、在校年数等にかかわらず全員を対象とし、費用全額を国庫負担とすること。
- 64. 幼稚園就園奨励費補助を拡充し、年収360~680万円の階層区分の報酬単価を 2009年度単価と同額以上にすること。
- 65. 特別支援教育の推進にむけ、特別支援コーディネーター専任配置・特別支援教育支援員の配置などを充実するとともに、教室不足解消のための学校新設など条件整備に対する財政措置を拡充すること。小中学校の通級指導教室に、「生徒10人に教員1人以上」などの教員配置基準を設け、必要な教員を配置すること。
- 6 6. 異なる障害種別を併置する特別支援学校や寄宿舎設置校の栄養士、養護教諭の配置 基準を改善すること。寄宿舎指導員の配置基準を、実態にあわせて改善すること。
- 67. スクールカウンセラーは、小学校・高校にも全校配置をすること。また、小、中、高とも日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーの配置を拡大すること。養護教員の配置基準を改善し全校複数配置を実現すること。学校に行けなくなっている子どもたちに学習の機会を保障し、学校の出席日数として認定している施設に対して助成すること。
- 68. 中学校の夜間学級・夜間日本語学級の教職員定数の充実をはかるとともに、法的に位置づけること。小中学校の日本語学級についても法的に位置づけ、日本語指導などのための教員配置をふやすこと。外国人に対し就学機会の周知をはかるとともに、外国籍、および外国籍の親をもつ子どもの全数調査を毎年度実施すること。
- 69. 学校図書館に専任の司書、司書教諭を配置するとともに、資料費、整備費等を拡充 すること。
- 70. 私立の幼・小・中・高等学校・特別支援学校に対する経常経費補助等の私学助成を 拡充すること。授業料減免制度への助成を、前年度実績にも適用できる制度とすること。 少人数学級(39人以下学級)実施への補助を行うとともに、私立学校の校舎等の耐震化 やバリアフリー化、エコ化、IT化、地デジ化、また老朽化に対応する改築・改修などへ の補助を拡充し、補助対象を拡大すること。専修学校への経常経費補助を行うこと。

- 71. 国立大学運営費交付金は、独立行政法人化以前の水準を回復し、増額すること。私立大学への助成、公立大学、公立大学法人への財政支援を増額・拡充すること。国の財政措置により、大学学費を引き下げること。また、学費の減免制度の拡充、高等教育の無利子奨学金の拡大、給付制奨学金の創設などを進めること。
- 72. 文化予算を大幅に拡充し、芸術文化振興基金の充実など、芸術団体の基盤強化に役立つよう公的助成を改善・充実することや、すべての子どもに芸術鑑賞機会を保障するための支援をつよめること。
- 73. 国民のスポーツをする権利を保障する立場から、スポーツ施設を拡充するとともに、 指導者の養成・配置、競技者の活動支援などの環境整備をはかるため、スポーツ予算を増 額・拡充すること。

### 【持続可能な都市づくりへの転換】

- 74. 公的住宅行政からの撤退をやめ、公営住宅の建設戸数を大幅にふやすこと。政令改定にともなう公営住宅の入居基準及び明け渡し収入基準の引き下げ、および家賃値上げを元に戻すこと。使用承継を制限する通知は撤回すること。
- 75. URの民営化路線を中止し、公共住宅としての役割をはたすこと。UR賃貸住宅の家賃の負担軽減を進め、高齢者世帯等に対する家賃減免を実施すること。
- 76. 民間建築物の耐震化施策を充実・拡充するため、住宅・建築物の耐震化緊急支援事業について、継続的な事業とすること。緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成について、 補助割合を引き上げること。
- 77. マンションの耐震診断・改修の助成を強化すること。共用部分のバリアフリー化、 省エネ化、アスベスト対策を支援すること。
- 78. 外郭環状道路の建設はやめ、用地買収についても中止すること。自然や住環境破壊、 公害の拡大、財政負担をもたらす、圏央道などの環状道路は凍結し、住民参加で抜本的に 見直すこと。
- 79. 東京一極集中を進め、地球温暖化を促進する「都市再生」のおしつけをやめること。 「都市再生緊急整備地域」の指定にもとづく規制緩和や財政支援をやめること。

- 80. 過大な水需給計画に基づく八ッ場ダム建設は中止すること。地元住民の生活再建に 責任を果たすこと。本格的な施設更新期を迎える上下水道の改良事業を国庫補助対象とし、 財政援助を行うこと。
- 81. 2020年までに温室効果ガスを90年比25%削減するという国際公約を実現するため、産業界との間で実効性のある削減協定を結ぶこと。
- 82. 地方自治体や民間事業者等が実施するヒートアイランド対策への支援策を拡充するとともに、ヒートアイランド現象の原因や効果的対策について研究を推進すること。市街地の樹林地などが、緑地として永続的に維持されるよう相続税などの優遇措置と保全等に助成措置を講ずること。また、都市公園事業を促進するため国庫補助金を増額すること。
- 83. 燃料電池の開発・普及、石油燃料に替わるバイオ燃料の開発、また、再生可能エネルギーの開発などをすすめること。家庭用の太陽光発電に対する補助と蓄電の買い取り制度は継続すること。
- 84. 集中豪雨のメカニズムの解明と速報体制の確立を急ぐこと。都市型水害対策を推進するため、都市河川改修事業について国庫支出金を増額すること。住民追いだしにつながるスーパー堤防計画は白紙に戻すこと。

### 【食の安全、消費者支援の充実】

- 85. 食の安心・安全が最優先される築地中央卸売市場を、土壌汚染が深刻な東京ガス工場土地(江東区豊洲)への移転を認めないこと。築地現地再整備に向け仲卸業者をはじめ市場関係者との合意形成に努めるよう指導すること。セリ取引廃止などの規制緩和、大型量販店などの物流センター化を進める「第9次卸売市場整備基本方針」を地方公共団体におしつけないこと。
- 8 6. 輸入食品の検査の強化をはじめ食品安全基本法を抜本改正すること。輸入食品をは じめとした食品の監視・検査体制をはじめとした「食の安全」対策を拡充・強化すること。 と畜牛の全頭検査体制を堅持し、安全確認のできない米国産牛肉の輸入を中止すること。
- 87. 消費者行政における産業優先の「規制緩和」路線をやめ、消費者の権利を守ること。 国民生活センターの事業および機能の充実をはかること。自治体における消費者センター の職員体制の充実と機能強化のため、財政措置を拡充すること。
- 88. 悪質な貸金業者、不法なマチ金などの取り締まりを強化するとともに、被害者救済 のシステムを確立すること。

89. 地上デジタル放送への完全移行は再検討し、アナログ放送を継続すること。地上デジタル放送への対応をすすめるため、低所得者など社会的弱者への支援を実施すること。対応が遅れている受信障害施設、集合住宅等の共聴施設のデジタル化改修や、新たな難視地区対策への財政支援を拡充すること。

### 【平和な日本と東京のために】

- 90. 地球規模での日米軍事同盟の拡大・強化をやめ、横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還につとめること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化及び、自衛隊との共用及び軍民共用化は中止させること。米核空母の横須賀基地母港化をやめさせること。
- 91. 在日米軍及びその家族による事件・事故・犯罪・住民生活への被害の再発防止に努めるとともに、屈辱的な日米地位協定の抜本改定をつよく求めること。「思いやり予算」を計上しないこと。

以上